

## 給水装置関連業務仕様書

### (1) 給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）等の受付・審査等

#### 1) 申込書等の内容確認及び指導

丹波篠山市水道事業給水条例、丹波篠山市水道事業給水条例施行規則、丹波篠山市水道事業指定給水装置工事事業者必携、丹波篠山市開発行為に係る給水に関する要綱（以下これらを「給水条例等」という。）に基づき、申請書の内容について、記載すべき事項を確認し、基準を満たさないものについては、訂正、再提出等の指導を行う。

#### 2) 申込書等の受付及び手数料の納付書発行

#### 3) 各種負担金リスト（Excel シート）へ申込内容を入力

#### 4) 申込書等の決裁

内容確認後は、速やかに発注者の決裁を受けること。

#### 5) 申込書等は適切に保存し、必要などときには図面等の閲覧が可能な状態にしておくこと。

#### 6) 水道メーター設置等に伴い、新規加入金等の請求が必要などときは、金額の確認等について発注者へ通知のうえ、納付書を発行する。

#### 7) 給水管設置等に伴い、道路及び河川占用が必要となるときは、占用申請に必要な書類を確認のうえ、発注者へ占用申請にかかる事務依頼を行う。

### (2) 給水装置工事竣工届（以下「竣工届」という。）の受付及び完成検査

#### 1) 竣工届と上下水道使用（開始・休止・廃止）届の内容確認及び指導

##### ①竣工届と上下水道使用（開始・休止・廃止）届の整合を確認する。

②必要な書類が添付されているか、必要事項が記入されているか確認し、適切でない場合は指導する。

③竣工届の内容が給水条例等の基準を満たす場合には、それを受領する。

④竣工届の内容が給水条例等の基準を満たさない場合は、再度指導し基準を満たすよう指導する。

#### 2) 給水装置工事竣工検査（以下「検査」という。）の実施

①竣工届が提出された段階で加入金、手数料等の納付状況を確認する。

②指定給水工事事業者と検査日程の調整を行い、検査を行うこと。

③検査に当たっては、必ず従事者証等を携行し、実施すること。

④検査基準は、給水装置の設置が給水条例等の基準に適合していることとする。

⑤検査の結果、検査基準に適合しない場合は、申請者及び業者に対して手直しを指示し、当該手直しの完了後、再検査を行うこと。

⑥検査終了後、竣工届に検査日・検査員の氏名等を記載し速やかに発注者の決裁を受けること。

- ⑦新規給水管及び水道メーターの情報を管路台帳システムへ登録すること。
- ⑧竣工届は適切に保存し、必要などときには図面等の閲覧が可能な状態にしておくこと。

### (3) 開発行為に係る協議

#### 1) 開発給水事前協議書

以下のいずれかに該当する物件の場合は、開発給水事前協議を行うこと。なお、1日最大計画給水量の算出方法は「丹波篠山市開発行為に係る給水に関する要綱」に基づいて算出すること。

- ①造成面積が500㎡を超えることが見込まれる物件
- ②日最大給水量が5㎡を超えることが見込まれる物件
- ③丹波篠山市まちづくり条例第8条及び第13条に規定する開発許可申請を要する物件
- ④その他、発注者が必要と認める物件

#### 2) 開発給水協議書

- ①開発給水事前協議を終えたら、開発給水協議書の受付を行い給水協力金の算出及び給水協定書の締結の決裁を速やかに行うこと。
- ②決裁後、給水協定書の締結を行い1日最大計画給水量が5㎡を超える場合、給水協力金の納付書を事業者へ発行する。
- ③開発給水工事完了届が提出された段階で工事完了検査を実施する。検査実施後、事業者が開発行為に係る給水に関する工事の検査済証を交付すること。

#### 3) 寄附申出書

- ①給水協定書第3条第5項に基づく寄附申出書の提出があった場合は、添付書類（位置図、平面図、断面図、配管詳細図、工事写真、水圧試験記録用紙、寄附物件材料費の見積書）の内容確認を行い速やかに発注者の決裁を受けること。
- ③寄附申出書受付後、管路台帳システムへ登録すること。

### (3) その他関連業務

- 1) 開発や不動産売買等の目的で、上水道の配管状況や加入金の収入状況等の問い合わせがある時には、管路台帳システム、過去の水道の使用状況等を確認のうえ、慎重かつ正確に回答すること。
- 2) 問い合わせ全般において、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、協議の結果を受注者から回答すること。